

利用者負担の割合について

(令和6年10月20日時点)

65歳以上の方（第1号被保険者）で一定以上の所得の方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割又は3割になります。要介護認定を受けた方には負担割合を示す「負担割合証」（有効期限: 1年間（8月1日～翌年の7月31日））を交付します。保険証と共に介護保険サービスを利用するときに必要です。

(注) 合計所得金額・・・年金収入や給与収入、事業収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額

区分	負担割合	
本人の合計所得金額が220万円以上	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で340万円以上又は2人以上世帯で463万円以上	3割負担
	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円以上又は2人以上世帯で346万円以上463万円未満	2割負担
	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円未満又は2人以上世帯で346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額が 160万円以上220万円未満	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円以上	2割負担
	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円未満又は2人以上世帯で346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担